

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和6年12月12日(木) 衆・法務委  
平林 晃 議員(公明)

1問 大手法律事務所等、民間との競争力を強化するためには、裁判官及び検察官の報酬・俸給をより一層引き上げるべきではないか、法務大臣に問う。

- 一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、
  - ・ 裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、
  - ・ 人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定方法として合理的であると考えている。
- 一方、弁護士については、その営業形態が一様でない上、自ら顧客と契約を締結して報酬を得るという事業主的な営業形態を採ることも少なくなく、国家公務員である裁判官及び検察官とその収入等を単純に比較することは困難と考えている。
- いずれにしても、裁判官及び検察官の人材を確保する上では、御指摘の観点も重要であることから、その点も心に留めつつ、採用の実情を見守ってまいりたい。

### (参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

### (参考2) 弁護士の収入等に関する調査について

弁護士の収入等に関して、日本弁護士連合会が実施した「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査2020」では、弁護士の収入の平均値は2,558万円、所得の平均値は1,119万円という調査結果であった。

なお、調査方法は以下のとおりである。

- ・実施時期：令和2年3月19日～6月3日
- ・母集団：令和2年2月7日時点で弁護士登録をしている者から外国法事務弁護士、沖縄特別会員以外の者及び平成31年1月1日以降登録の者を対象外とした40,305人
- ・標本数：12,000
- ・抽出方法：層化無作為抽出法
- ・抽出台帳：日本弁護士連合会会員名簿
- ・調査方法：郵送法
- ・有効回答数：2,192人
- ・回収率：18.3%

### (参考答弁) 令和元年11月13日衆議院・法務委員会における鬼木誠議員に対する金子政府参考人の答弁

○鬼木委員　裁判官、検察官の給与改定に当たりまして、同

じ国家試験、司法試験に合格して法曹となって活動するわけなのですが、弁護士の所得水準に準拠するのではなく、一般の政府職員の俸給表に準じて、人事院勧告を踏まえた見直しを行うのはなぜかということにつきまして、法務当局に伺いたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。

裁判官及び検察官は、国家公務員という立場で職務に従事し、定額の給与の支給を受けるのに対し、弁護士は、一般的には、みずから顧客と契約を締結し、その契約に基づいて、経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態をとつてその職務を行っております。

このように、裁判官及び検察官と弁護士とでは、その所得を得る様様や職務内容が大きく異なっております、裁判官及び検察官の給与と弁護士の所得とを単純に比較して給与水準を論ずることが困難であるという事情がございます。

また、裁判官及び検察官も国家公務員でございまして、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスのとれたものとする必要があるということが言えます。

したがつて、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定に当たりましては、弁護士の所得に準拠するのではなく、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行つてあるところでございます。

【責任者：司法法制部司法法制課 早渕課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】